

栃木県警察被害者連絡実施要領

(平成19年2月19日)

(栃刑総第1号ほか)

被害者連絡制度については、「栃木県警察被害者連絡実施要領の制定について」(平成8年12月20日付け栃捜一第4号他例規通達)に基づいて運用されているところであるが、最近における捜査等に関する情報提供に関する要望の高まりを踏まえ、このたび、別添のとおり「栃木県警察被害者連絡実施要領」を改正し、連絡対象者、連絡内容及び連絡体制を拡充するなどして、被害者連絡の一層の推進を図ることとしたので、確実に被害者連絡が実施されるよう、効果的な運用に努められたい。

なお、本通達については、平成19年3月1日から運用開始することとし、同日付をもって、「栃木県警察被害者連絡実施要領の制定について」は廃止する。

別添

栃木県警察被害者連絡実施要領

第1 目的

この要領は、身体犯、重大な交通事故事件及び警察本部長(以下「本部長」という。)又は警察署長が必要と認める事件(触法少年事案を含む。)の被害者又はその遺族(以下「被害者等」という。)に対する捜査状況等についての連絡(以下「被害者連絡」という。)の確実な実施を期するため、連絡内容、連絡に係る体制等について定めることを目的とする。

第2 連絡対象者及び連絡対象犯罪

1 連絡対象者

連絡対象者は、次に定める身体犯、重大な交通事故事件及び本部長又は警察署長が必要と認める事件の被害者等とする。ただし、被害者が少年の場合には、原則として、その保護者に連絡するものとする。

2 連絡対象犯罪

連絡対象犯罪は、次に掲げる身体犯、重大な交通事故事件その他特に連絡を必要と認める事件(以下「身体犯等」という。)とする。

(1) 身体犯

身体犯とは、次に掲げる罪に当たる違法な行為をいう。

ア 殺人罪(刑法(明治40年法律第45号)第199条の罪であり、未遂を含む。)

イ 強盗致死傷罪(刑法第240条の罪であり、未遂を含む。)

ウ 強盗強姦罪及び強盗強姦致死罪(刑法第241条の罪であり、未遂を含む。)

エ 強姦罪(刑法第177条の罪であり、未遂を含む。)

オ 強制わいせつ罪(刑法第176条の罪であり、未遂を含む。)

カ 準強制わいせつ罪及び準強姦罪(刑法第178条の罪であり、未遂を含む。)

キ 集団強姦罪(刑法第178条の2の罪であり、未遂を含む。)

ク 強制わいせつ等致死傷罪(刑法第181条の罪)

- ケ 未成年者略取及び誘拐罪（刑法第224条の罪であり、未遂を含む。）
- コ 営利目的等略取及び誘拐罪（刑法第225条の罪であり、未遂を含む。）
- サ 身の代金目的略取及び誘拐罪（刑法第225条の2の罪であり、未遂を含む。）
- シ 所在国外移送目的略取及び誘拐罪（刑法第226条の罪であり、未遂を含む。）
- ス 人身売買罪（刑法第226条の2の罪であり、未遂を含む。）
- セ 逮捕及び監禁罪（刑法第220条の罪）
- ソ 逮捕等致死傷罪（刑法第221条の罪）
- タ 傷害致死罪（刑法第205条の罪）
- チ 傷害罪（刑法第204条の罪）のうち、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの
- ツ 前各号の罪以外で、致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの又は致傷の結果が生じたもののうち被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの（交通事故事件に係るものを除く。）

(2) 重大な交通事故事件

重大な交通事故事件とは、次に掲げる交通事故事件をいう。

ア 死亡ひき逃げ事件

車両等の交通により人が死亡した場合において、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

イ ひき逃げ事件

車両等の交通により人が傷害を負った場合において、道路交通法第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

ウ 交通死亡事故等

ア・イのほか、車両等の交通による人の死亡があった事故及び人が全治3か月以上の傷害を負った事故

エ 危険運転致死傷罪等該当事件

上記ア・イ・ウの他、危険運転致死傷罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条及び第3条）、無免許危険運転致傷罪（同法律第6条第1項）及び無免許危険運転致死傷罪（同法律第6条第2項）に該当する事件

(3) その他特に連絡を必要と認める事件

社会的弱者、高齢者等に対する犯罪など、事件の特性及び被害者等の心情を考慮し、本部長又は警察署長が連絡を必要と認める事件（触法少年事案を含む。）

第3 連絡担当者及び連絡内容

1 連絡担当者

連絡担当者は、原則として、身体犯等の被害者等から事情聴取を行い、供述調書あるいは告訴調書を作成するなど、事件に直接携わった捜査員（触法少年事案を担当する捜査員を含む。以下「事件担当捜査員」という。）とする。

2 連絡内容

連絡は、事件担当捜査員（触法少年事案に携わる警察職員を含む。以下同じ。）が、被害者等に対して課又は係及び氏名を教示した上、その意向に反しない限り面接、架電等の方法により、次に掲げる項目について行うものとする。

(1) 刑事手続及び犯罪被害者のための制度

事件の認知時等、捜査の初期段階において、必ず「被害者の手引」等の資料を配付した上で、刑事手続及び犯罪被害者のための制度についての連絡を行うものとする。

なお、手引等の資料については、警察署以外で配付しなければならない場合もあることから、捜査資機材の一つとして捜査車両内の適当な場所に、必ず数部備え付けておくものとする。

(2) 捜査状況(被疑者検挙まで)

ア 身体犯の場合

(ア) 被害者死亡事件

被害の届出を受理した後、おおむね2か月、6か月及び1年を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内での捜査状況の連絡を行うほか、以後、原則として、少なくとも1年に1度、定期的な連絡を行うものとする。

(イ) (ア)以外の身体犯

被害の届出を受理した後、おおむね2か月を経過した時点で被疑者検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内での捜査状況の連絡を行う。なお、被害者等の意向、事案の内容等を総合的に勘案して、以後、状況に応じて連絡を行うものとする。

イ 重大な交通事故事件の場合

(ア) 死亡ひき逃げ事件

事件の認知後、おおむね2週間、2か月、6か月及び1年を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内での捜査状況の連絡を行うほか、以後、原則として、少なくとも1年に1度、定期的な連絡を行うものとする。

(イ) ひき逃げ事件

事件の認知後、おおむね2週間を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内での捜査状況の連絡を行う。

なお、被害者等の意向、事案の内容等を総合的に勘案して、以後、状況に応じて連絡を行うものとする。

(ウ) 交通死亡事故等及び危険運転致死傷罪等に該当する事件

事件の認知後、おおむね1か月を経過した時点で被疑者の送致に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内での捜査状況の連絡を行う。

なお、被害者等の意向、事案の内容等を総合的に勘案して、以後、状況に応じて連絡を行うものとする。

(3) 被疑者の検挙状況

ア 逮捕事件の場合

被疑者を逮捕した場合には、逮捕後速やかに被疑者検挙の旨、被疑者の人定(氏名、年齢及び住居地をいう。以下同じ。)その他必要と認められる事項について連絡するものとする。ただし、否認事件、いまだ逮捕していない被疑者のいる共犯事件等において、逮捕後速やかに連絡を行うことが捜査に支障をおよぼす場合は、捜

査への支障がなくなった段階で、連絡を行うものとする。

なお、被疑者の身柄拘束中に余罪として送致した場合の連絡についても逮捕事件の場合と同様とする。

また、逮捕した被疑者を送致前に釈放した場合は、釈放後速やかにその旨及びその理由について連絡を行い、勾留(少年の勾留に代わる観護の措置を含む。以下同じ。)が行われなかった場合は、釈放後速やかにその旨を連絡するものとする。

イ 在宅送致事件の場合

被疑者を在宅で送致した場合は、送致後速やかに被疑者検挙の旨、被疑者の人定、事件を送致した検察庁(以下「送致先検察庁」という。)その他必要と認められる事項について連絡するものとする。

なお、被疑者を逮捕したが、その後身柄を釈放し、在宅で送致した場合も同様とする。

ウ 少年事件の場合の特例

被疑者が少年の場合で、被害者等に被疑少年の人定その他必要と認められる事項を連絡することにより被疑少年の健全育成を害するおそれがあると認められるときは、被疑少年の人定等に代えてその保護者の人定等を連絡するものとする。

なお、被疑少年又はその保護者の人定等を被害者等に連絡したときは、連絡後速やかに当該被疑少年の保護者に対してその旨を連絡するものとする。

エ 触法少年事案の場合

14歳未満の少年が、第2の2に掲げる行為を行った場合で、児童相談所への送致又は通告を行ったときには、事後速やかにその旨及び当該触法少年の保護者の人定その他必要と認められる事項について連絡するものとする。

なお、触法少年の保護者の人定を被害者等に連絡したときは、連絡後速やかに当該触法少年の保護者に対してその旨を連絡するものとする。

(4) 逮捕被疑者の処分状況

逮捕後、勾留が行われた事件については、勾留期間満了後速やかに送致先検察庁、処分結果(起訴、不起訴、処分保留等)、公訴を提起した裁判所(起訴の場合のみ)その他必要と認められる事項について連絡するものとする。ただし、被疑者が少年の場合は、勾留期間満了後速やかに送致先検察庁及び送致した家庭裁判所について連絡するものとする。

3 連絡の際の配慮事項

- (1) 被害者等及びその関係者の素行、言動等により、これらの者による被疑者への報復の可能性が認められるなど、連絡を行うことが適当でないと認められる場合には、連絡を行わないものとする。
- (2) 性犯罪の被害者等に対する連絡を行う際は、刑事部刑事総務課(以下「刑事総務課」という。)又は刑事部捜査第一課と緊密な連携を保った上で、被害者連絡を実施すること。
- (3) 暴力団犯罪の被害者等への連絡については、本要領により被害者連絡を実施することとなるが、刑事部組織犯罪対策第一課と連絡調整を図りながら実施すること。
- (4) 被疑者が精神病患者・知的障害者等により責任無能力又はその疑いが強い場合には、

可能な限り当該被疑者の保護者又は保護者的立場の者等の承諾を得た上で連絡を行うものとする。

- (5) 連絡の際には、被害者等に対し、被疑者(触法少年を含む。)及び保護者(被疑者が少年の場合)のプライバシーの重要性について説明を行い、後日、当該被疑者等のプライバシーに関する紛議事案が起こることのないよう、特段の配慮をするものとする。

なお、少年事件の場合には、少年の健全育成の重要性について説明を行うとともに、触法少年事案の場合には、併せて少年法(昭和23年法律第168号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の趣旨や刑法第41条による犯罪の不成立等についても説明を行い、少年の健全育成についての十分な配慮を行うものとする。

- (6) 事件検挙連絡を行うときは、被害者等であっても、事後の公判維持に必要な捜査上の秘密、捜査に際して知りえた関係者のプライバシー等職務上知り得た秘密を不用意に漏らしてはならない。特に、交通事故については、賠償等民事訴訟の関係から相互の過失責任等については、絶対に触れないようにするとともに、交通事故の原因、状況等に関しては、被害者等の心情に十分配慮した説明を行うこと。

4 事件担当捜査員が不在の場合の被害者等からの問い合わせへの対応

事件担当捜査員不在時に、被害者等から問い合わせがあった場合には、執務室に在庁している者が一時的に対応し、その結果を確実に事件担当捜査員に引き継ぐこと。

引き継ぎを受けた事件担当捜査員は、速やかに被害者等に連絡を行うものとする。

5 被害者連絡事務担当者への連絡

事件担当捜査員は、被害者等に対する連絡を行ったときは、その旨を被害者連絡事務担当者に遅滞なく連絡するものとする。

第4 被害者連絡の推進体制

1 被害者連絡指導担当の指定等

- (1) 被害者連絡指導担当は、身体犯については刑事総務課、重大な交通事故事件については交通部交通指導課(以下「交通指導課」という。)とする。

- (2) 被害者連絡指導担当は、次の任務を行うものとする。

ア 被害者連絡に関する諸対策の企画・立案

イ 警察署の行う被害者連絡の指導・調整

2 被害者連絡責任者の指定等

- (1) 警察署長は、警察署において事件の捜査(触法少年事案の調査を含む。以下同じ。)を担当する課(以下「警察署事件主管課」という。)の長を被害者連絡責任者に指定するとともに、連絡の実施状況を把握し、連絡が確実に行われるように必要な措置を講ずるものとする。

- (2) 交通部高速道路交通警察隊長(以下「高速隊長」という。)は、副隊長を被害者連絡責任者に指定するとともに、連絡の実施状況を把握し、連絡が確実に行われるように必要な措置を講ずるものとする。

3 被害者連絡責任者の任務等

- (1) 被害者連絡事務担当者の指定

- (2) 被害者連絡に必要な情報の収集及び管理

- (3) 事件捜査及び被害者連絡を行う他の部門との連絡及び調整

(4) 被害者連絡の実施状況の把握

(5) 被害者連絡事務担当者及び事件担当捜査員に対する指導、監督

4 被害者連絡事務担当者

(1) 被害者連絡事務担当者は、身体犯その他特に連絡を必要と認める事件については刑事第一課（刑事第一課の置かれていない警察署にあっては刑事課）において総務に従事している警察官、重大な交通事故事件の場合については交通捜査課（交通捜査課の置かれていない警察署にあっては交通課）において交通事故事件捜査に従事している警察官とし、被害者連絡責任者が適任者1名を選定して指定する。

(2) 交通部高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）の副隊長は、その隊において交通捜査業務を行っている者1名を被害者連絡事務担当者に指定する。

(3) 被害者連絡事務担当者は、次の任務を行うものとする。

ア 事件担当捜査員等との連絡

イ 被害者連絡に必要な情報の収集

ウ 事件担当捜査員が不在の場合の被害者等からの問い合わせに対する対応

エ 被害者連絡責任者等に対する被害者連絡実施結果の報告

第5 被害者連絡管理票、被害者連絡経過票の作成・管理

1 警察署事件主管課及び高速隊（以下「警察署等」という。）は、被害者ごとに「被害者連絡管理票」（別記様式第1号、以下「管理票」という。）を作成し、警察署については、副署長又は次長、高速隊については、副隊長の決裁を受けるものとする。

2 事件担当捜査員等は、事件の認知時や検挙時等、被害者等に連絡を行ったときは、その都度、「被害者連絡経過票」（別記様式第2号、以下「経過票」という。）を作成し、被害者連絡事務担当者に引き継ぐものとする。

3 経過票の引き継ぎを受けた被害者連絡事務担当者は、管理票に連絡内容等必要事項を記載し、経過票について、被害者連絡責任者の決裁を受けるものとする。

なお、警察署長又は高速隊長（以下「警察署長等」という。）に報告の必要が認められるものは、当然ながら警察署長等の決裁を受けるものとする。

4 第3の3の(1)により、被害者連絡を行うことが適当でないと認められる場合は、その理由を管理票の被害者連絡の要否欄及び備考欄に記載するものとする。

5 警察署等は、「被害者連絡管理簿」（別記様式第3号、以下「管理簿」という。）を備え付け、事件届出年ごとに管理番号を付し、管理票及び経過票を編綴し、保存するものとする。

なお、交通部門における管理簿の様式については、別に定める。

第6 関係所属との連絡体制の確立

1 被害者等の住居が被害を認知した警察署（高速隊を含む。以下「被害認知警察署」という。）の管轄外にある場合の取扱い

被害者等の住居が被害認知警察署の管轄外にある場合であっても、被害者等への連絡は原則として、被害認知警察署が担当するものとする。この場合において、被害認知警察署は被害者等の住居を管轄する警察署に対象事件を認知した旨通報し、相互の連絡を密にして、確実な被害者連絡の実施に努めるものとする。

なお、他府県警察との間における被害者連絡に関する通報・協力要請についても同

様とする。

2 被害認知警察署と被疑者を検挙した警察署（高速隊を含む。以下「被疑者検挙警察署」という。）とが異なる場合の取扱い

被害者等への連絡は、原則として、被害認知警察署が担当するものとする。この場合において被疑者検挙警察署と被害認知警察署とは連携を密にし、確実な被害者連絡の実施に努めるものとする。

3 地域部門との連携

- (1) 事件担当捜査員は、被害者等に対し、地域警察官による訪問・連絡活動の希望の有無を確認するとともに、その旨を、遅滞なく被害者連絡事務担当者に連絡するものとする。
- (2) 事件担当捜査員から、被害者等が地域警察官による訪問・連絡活動を希望している旨の連絡を受けた被害者連絡事務担当者は、警察署地域課へ管理票及び経過票の写しを送付するものとする。この場合において、被害認知警察署と被害者等の住居地を管轄する警察署が異なるときは、被害者等の住居地を管轄する警察署の被害者連絡事務担当者を經由して送付するものとする。
- (3) 被害者連絡事務担当者は、地域課の担当係と連絡を密にし、被害者等の要望に沿った被害者連絡・訪問活動が行われるようにするものとする。
- (4) 地域警察官による被害者等への訪問・連絡活動に関する必要事項については、「地域警察官による被害者への訪問・連絡活動実施要領」（平成8年12月24日付け栃地第2号他例規通達）に基づき、適切な被害者訪問・連絡の実施に努めるものとする。

4 被害者支援担当官との連絡・調整

- (1) 被害者連絡責任者は、「被害者支援担当者制度の実施について」（平成11年9月24日付け栃務第17号他例規通達）に基づき、被害者連絡対象事件を認知したとき及び被害者等が犯罪被害者等給付金の支給申請を要望したときは、被害認知警察署の被害者支援担当官制度の連絡責任者（警察署の警務課長又は高速隊の副隊長）に報告するものとする。
- (2) 事件担当捜査員は、警察署等の被害者支援担当官と緊密に連携して、被害者連絡を行うものとする。

第7 定期報告

警察署等は、被害者連絡対象事件数、被害者連絡実施事件数及び「被害者の手引」を配付した事件数等について、事件を所管する部の各幹事課（交通部については交通指導課）に報告すること。

なお、報告要領は別に定める。